

## 建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議

1. 建設工事現場の安全性の点検、分析、評価等に係る自主的な取り組みについて
  - 過去の災害に鑑み安全目標および**安全衛生管理計画書(資料 1)**を作成し実施している。
  - 過去 5 年間で多く発生している事故型（墜落・転落、挟まれ・巻き込まれ、飛来・落下）を重点管理項目に設定し管理している。
  - 特定リスク評価シート（リスクアセスメント）を現場ごとに施工計画を作成する段階で実施し現場特有のリスクを洗い出し対策をしている。
  - 墜落・転落災害防止のため 11 月を「つい落災害一掃強化月間」として活動している。
  - 職長会の自主的な運営による安全衛生活動を推進している。（当社が定める上級職長が軸となり職長会活動を積極的に運営するよう指導している。）
  - 作業環境に優れた現場を優良作業環境現場として表彰し、全国に水平展開している。
  
2. 建設現場における事故等を無くすために重要なこと
  - (1) 不安全設備・不安全行動の徹底排除
    - 不安全設備においては、不備が是正されるまで使用停止を徹底している。また、即時是正できない場合には立入禁止措置を実施している。また、法で定められていることではあるが、設備の設置・変更・解体時等の際の点検においては、施工した協力会社はもとより、注文者として元請確認を励行している。始業前点検については、職長安責者による確認を徹底させている。
    - 不安全行動においては、発見した際に作業を停止させ、事業主または職長同席で安全教育を行ってからでないと作業を再開できないルールとしている。ヒューマンエラーを防止するため「**アクション 7(資料 2)**」を展開し完全定着を目指している（現地KY、一人現地KY、声掛け運動、3・3・3運動、高齢者就労報告及び配慮、ヒヤリハット・気づき運動、指差呼称）。

(2)「労働安全衛生法の徹底」

○職員・事業者・職長・作業員と各立場において理解していなければならない法規・関係法令の教育を行っている。職長能力向上教育は、5年以内に再教育を受けるようルール化している。

(3)その他

①「適正な工期の設定」

○発注者と契約の締結にあたって、十分に協議を行った上で、工期を設定することが重要。(工期の設定に際しては一日8時間作業を基本とし、完全週休2日、年末年始・夏季連続休暇の取得を前提にしたうえで、降雨等による作業不能日を考慮して算定することを基本とする。)

②「安全健康経費の支払い等」

○見積条件書「**安全衛生経費の区分表(資料3)**」により、元請・下請との費用分担を明確にし、元下間の契約金額に反映している。

3. 建設工事現場の安全確保のために (要望等)

- (1)公共団体工事・民間工事問わず、適切な工期の設定、安全健康経費の確保について、建設業は受注産業であることから立場も弱い中で、新たに策定される基本計画に基づき発注者の理解・徹底を図りたいこと。
- (2)建設工事現場は、土木・建築それぞれ様々であり、発注者の理解を得つつ、それぞれの現場に合った安全対策を、元請・下請の協力の下で講ずべきこと。

平成29年度 安全衛生管理計画

＜安全衛生管理目標＞  
 I. 死亡・重大災害ゼロの達成  
 II. 休業4日以上災害度数率0.6以下（災害15件以下）  
 休業1日以上災害度数率1.2以下（災害30件以下）  
 III. 西松三重大事故型災害件数を9件以下  
 【墜落・転落、挟まれ・巻き込まれ、飛来・落下】

資料1

西松建設株式会社  
 中央安全衛生委員会

項目	実施項目	実施方法	実施時期	実施部署 (確認者)	管理項目	目標値	確認部署・方法	改善策
重点管理項目	「アクション7」の完全定着によるヒューマンエラーの徹底排除	【アクション7の完全定着】 ○現地KY、一人現地KY、声掛け運動、3・3・3運動、高齢者就労報告及び配慮、ヒヤリハット・気づき運動、指差呼称の完全定着を図る。 ※現場は、実施する指差呼称の内容を1つ以上決定する。	毎日	現場 (統責者・現場担当者)	アクション7の評価 A評価以上の割合	現地KY:95%、一人現地KY:80%、声掛け運動:95%、3・3・3運動:85% 高齢者配慮:100%、ヒヤリハット:80%、指差呼称:70%(全ての項目%以上) ※指差呼称について現場で実施すると決めた内容について評価とする。	支社・支店は毎月評価を確認する。本社は、A評価の割合達成度を確認する。 ※支社は、四半期毎に翌月10日までに本社に報告する。	パトローラーはB評価以下の現場がなぜ定着しないかを確認し、改善指示を行う。
		○支社・支店のパトローラー者は評価と指導を実施する。	毎月	パトローラー者				
	職長を軸とした安全衛生体制の確立	【職長会の自主的な運営による安全衛生活動の推進】 ○現場は、上級職長及び上級職長候補生が軸となり職長会活動を積極的に運営するよう指導する。 ○現場は、上級職長候補生を1名以上指名し育成する。 ○支社・支店は、各現場の職長会活動における好事例を本社に報告する。	毎日	現場 (統責者・現場担当者)	好事例水平展開 本社報告件数	各支社・支店1件以上	支社・支店の報告により確認する。	本社は、好事例の水平展開を行う。
		○現場は、上級職長候補生を1名以上指名し育成する。	適時	支社支店安全部				
		○支社・支店は、各現場の職長会活動における好事例を本社に報告する。	適時	支社支店安全部				
	西松三重大事故型災害の撲滅に向けた取組 ・墜落・転落、 ・挟まれ・巻き込まれ、 ・飛来・落下	【墜落・転落災害の徹底排除】 ○不安全設備は改善されるまで使用停止を徹底する(日々の巡視、パトロール時)。 ○不安全行動を発見した際は、作業停止し安全教育を実施する。 ※支社・支店は、つい落災害一掃強化月間で災防協と合同パトロールを計画し実施する。	毎日	現場 (統責者・現場担当者)	使用停止・作業停止の実施状況	実施現場100%	支社・支店パトロール、中安パトロール等 各パトロール時の是正報告書により確認する。	支社・支店の安全担当者は、是正指示内容を管内現場に対し水平展開を行い安全管理向上に努める。
		【挟まれ・巻き込まれ災害の撲滅】 ○立入禁止区画の明示・グーパー運動の実施を徹底する。 ○作業指揮者および誘導者を適正配置する。 ※場内のダンプトラック等による運搬は、原則バック走行禁止とする。 ○回転機器の点検清掃時には電源OFFおよびプラグを抜き、工事関係者への明示を徹底する。	毎日	現場 (統責者・現場担当者)				
		【飛来・落下災害の撲滅】 ○3・3・3運動を行わない場合は揚重禁止とする。 ○足場の組立解体・建物解体においては、立入禁止区画の隔離を十分に確保する。	毎日	現場 (統責者・現場担当者)				
		○3・3・3運動を行わない場合は揚重禁止とする。 ○足場の組立解体・建物解体においては、立入禁止区画の隔離を十分に確保する。	毎日	現場 (統責者・現場担当者)				
	安全衛生教育	社員教育の実施	本社が実施する研修 ・新入社員研修(全職種):4月(1回)・2年次研修(土木職、建築職):(各1回) ・建築職4年次研修:(1回)・土木職6年次研修:(1回)・新任SV2研修(1回)・新任SV1研修(1回) ・主任4年目、係長4年目、副所長3年目(安全研修) 教育内容 ・各年代で理解しておくべき法的知識やリスクアセスメント・COHSMSに関する事項(システム教育) ・外国人不法就労、労災かくし防止について	研修計画通り	本社安全部	受講者による研修内容の評価点アンケート 有意義以上割合	各研修終了時のアンケート 有意義以上が70%以上	研修アンケート集計により確認する。
事業主教育の実施		○支社・支店は、事業主に対し事業者責任・送り出し教育等の講習会を年2回以上開催する。 ※教育内容については、事業者責任、送り出し教育、重点管理3項目について必ず実施する。	2回以上/年	支社・支店安全部	業者の受講率(1次業者)	通知会社80%以上	本社安全部が支社・支店へのヒアリングにより確認する。	支社・支店は、受講率向上に努める。
職長・安責者能力向上教育受講の推進		○支社・支店は職長・安全衛生責任者の再教育を年3回以上実施する。 ※見積条件書に「職長・安全衛生責任者は、原則5年以内に能力向上教育受講修了者に限る。未受講者においては、支社・支店等で実施する再教育を半年以内に受講する。」を記載する。 内容:能力向上教育内容に加えて西松ルール・取組事項を説明する。	3回以上/年	支社・支店安全部	5年以内再教育の受講率	70%以上	・H30.2月に調査する。	調査結果を基に事業主に対して受講指導する。
作業員教育の実施		○現場は、全作業員に対して月1回以上安全教育を実施する。 (公共工事:月4時間以上、民間工事:月1時間以上)。 ※「安全点検のシルベ」「安全ポケットテキスト」等を活用し、各作業の安全点検ポイントおよび現場進捗に則した災害事例教育を実施する。	1回以上/月	現場	現場教育実施率	実施率100%	・パトロール時に資料・記録により活動状況を確認する。	
安全衛生活動	作業手順書・作業計画の作成および周知の強化	○作業手順書・作業計画のない作業については作業禁止とする。 ○作業手順書はリスクアセスメントを取り入れて現場に則したものを作成・周知させる。 ○作業手順書・作業計画確認強化月間において、専用チェックリストにて確認する。	毎日	現場 (統責者・現場担当者)	作業手順書の未作成・未周知の件数	未作成・未周知件数0件	支社・支店のパトロール時に現場の取り組み状況を確認し本社へ報告する。	是正指示を行い改善確認する。
		強化月間9月	支社支店パトローラー者					
	交通事故防止の取り組み	○現場は、安全運転教育を四半期に1回以上災防協・安全大会時に実施する。 ○現場は、KY用紙に運転者氏名・体調確認を記入し報告しているか確認をする。	1回/四半期 毎日	現場 (統責者・現場担当者)	現場教育実施率	実施率100%	・パトロール時に活動状況を確認する。 ・KY用紙に運転手氏名・体調チェック記入を確認する。	
職場環境の改善	○分煙化、トイレ・休憩室・更衣室等の美装化等を実施する。 ※女性が働きやすい設備等の整備を行う(女性専用トイレ、洗面所、休憩室、更衣室等の設置)	随時	現場 (統責者・現場担当者)	実施状況の確認	実施状況の確認	支社・支店パトロール時に現場の取組状況を確認する。	支社・支店が確認及び推薦をする。	更なる取組み推進(全国水平展開)
	○支社は、作業環境の優れた現場を本社へ推薦する。本社は、優良作業環境現場を表彰する。	推薦9月	支社・支店安全部					

## ヒューマンエラーを防ぐ施策7項目の実施状況評価基準【 月 日】

項目	評価	評価基準
現地 K Y	S	作業箇所において現地の状況を確認し、K Y活動を具体的内容のもと活発に実施されている。
	A	作業箇所においてK Y活動を行っている。
	B	K Y活動は実施しているが、現地では行っていない。
	C	K Y活動が実施できていない。(職長だけが記録作成している等)
	S	作業前及び場所移動毎に、現地K Yをもとに指差呼称にて実施している。
一人 K Y	A	現地K Yをもとに一人K Yを実施している。(指差呼称までは実施できていない)
	B	指導されれば実施する。
	C	指導しても実施しない。
声掛け運動	S	業者間を越えて声掛けが出来る。
	A	職員及び同僚間では声掛けが出来ている。
	B	声を掛ければ返ってくる。
3・3・3運動	C	声を掛けても返事がない。
	S	玉掛者は指差呼称にて確実に運動を行えている。(オペレーターもルールを遵守している)
	A	実行している。(指差呼称までは実施できていない)
高年齢者就労報告及び配慮	B	指導されれば実施する。
	C	指導しても実施しない。
	S	日々の作業内容より、適正配置・指示指導が行われている。
高年齢者就労報告及び配慮	A	書類は提出され、作業員が65歳以上の場合は配慮(明示)がなされている。
	B	書類の提出に不備が見られる。【高年齢者就労報告(60歳以上)、高年齢者危険有害業務就労届(65歳以上)】
	C	実施できていない。
ヒヤリハット・気づき運動	S	各業者が最低1件/週のヒヤリハット・気づき運動に取組み、安全朝礼等で水平展開が図られている。
	A	最低1件/週のヒヤリハット・気づき運動に取組んでいるが、一部業者は参加できていない。
	B	あまり浸透が図られていない。
指差呼称	C	実施できていない。
	S	適時に適所で指差呼称を率先して実施している。
	A	声又は指差のみ行っている。
指差呼称	B	指導されれば実施する。
	C	指導しても実施しない。

S評価は、他の模範となる活動を行った際に評価されるものであること。

安全衛生経費の区分表

経費の費目		適用	負担区分 元請	専門
1 調査費用		○		
① 埋設物調査試験他				
2 交通規制に要する費用				
① ガードマン				
② 規制車				
③ クッションドラム				
④ カラーコーン				
⑤ バリケード				
⑥ 工事中表示板(内照式)				
⑦ 回転灯				
⑧ 規制表示看板				
⑨ お願い看板				
3 監視連絡等に要する費用				
① 列車見張員等有資格者				
② 誘導員				
③ 監視員				
④ 作業指揮者				
⑤ 連絡員(潜水)等の配置				
⑥ 構内電話				
⑦ 無線機(クレーン合図)、マイク				
⑧ 作業主任者の配置				
⑨ 安全衛生推進者の配置				
4 安全意識、注意喚起に要する費用				
① 各種注意看板標識(立入禁止・開口部分)				
② 安全掲示板				
③ 安全旗・衛生旗				
④ 安全衛生ワッペン・腕章				
⑤ ポスター				
⑥ のぼり・垂れ幕				
5 保護具類				
① ヘルメット				
② 保護メガネ				
④ 耳栓				
⑤ 安全帯				
⑥ 防振手袋				
⑦ 手袋(軍手・皮手・ゴム手)				
⑧ 安全靴				
⑨ 防護服				
⑩ 救命胴衣				
※ 元請・専門工事業者の負担区分は契約に基づき明確にすること				
※ 現場条件に合わない部分については必ず協議し、変更があれば修正の上、再見積となります。(RN-CP出力後の条件修正は無効です。)				
安全費 (共通仮設費)				
仮設費 (共通仮設費)				
2 作業床に関する設備				
① ローリングタワー				
② 可搬式作業台・立馬・作業台				
③ 高所作業車				
④ 脚立				
⑤ 足場板・結束バンド				
⑥ 足場(口枠組、口単管、口くさび式、口吊り足場他)				
3 公衆災害に要する費用				
① 仮囲い(万能板・フラットパネル・シートゲート他)				
② 建築工事落下防護(朝顔)				
③ 防音シート				
④ 防音パネル				
⑤ 現場出入り口のゲート				
⑥ ダンプゲート				
4 警報設備				
① 車両系建設機械のバックセンサー等				
② マイク、無線、手旗				
5 避難用設備				
① 避難誘導灯				
② 炎破等の避難所				
③ 避難用器具(空気呼吸器・携帯用照明・避難はしご・ロープ等)				
経費の費目		適用	負担区分 元請	専門
① 溶接用保護面		○		
6 その他				
① 職長保護帽				
② 玉掛用ヘルバンド				
1 墜落飛来落下災害防止設備				
① 手摺				
② 開口部養生				
③ 幅木				
④ 落下防護ネット				
⑤ 小幡ネット				
⑥ 安全ブロック				
⑦ 親綱・親綱支柱				
⑧ 建築工事用エレベーター部踊り場ゲート				
⑨ 各所点検用通路(支保工上他)				
⑩ 安全通路				
⑪ 揚重用吊具(ワイヤ・クランプ他)				

安全衛生経費の区分表

経費の費目	適用	負担区分		経費の費目	適用	負担区分	
		元請	専門			元請	専門
6 作業環境	○			1 新規入場者教育・送り出し教育	○		
① 換気設備				2 免許			
② 空気清浄設備(潜函)				3 技能講習			
③ ガス抜き等の措置(すい道)				4 特別教育			
④ 各種環境測定器(酸素濃度他)				5 職長教育(能力向上教育)			
⑤ 排気管				6 安全衛生責任者教育			
⑥ 圧力計(高圧室内)				7 建設作業従事者教育(□半日教育・□6時間教育)			
⑦ 照明器具・電気設備				8 すい道救護・避難・消火訓練			
⑧ 熱中症対策設備				9 リスクアセスメント教育			
⑨ 給排水設備				10 安全衛生協議会・職長会費用			
⑩ 休憩室・仮設設備				11 安全標語・ポスター募集費			
⑪ 快適職場設備等				12 安全表彰・安全祈願祭費用			
⑫ クレーン作業範囲規制装置							
⑬ 集塵機							
7 昇降設備				1 社会保険事業者負担			
① 坑内はしご道で巻き上げ装置との隔壁				2 健康診断費用(□一般、□特殊健診)			
② 階段				3 法定外労災補償、保険料			
③ はしご道				4 建退共証紙代			
				5 労災保険			
				6 工事保険			
8 火災防止							
① 消火器				1 熱中症に対策にかかる安全経費			
② 防災シート				2 粉じん、石綿等の健康障害			
③ 石綿シート				3 酸欠、一酸化炭素中毒等の予防対策			
9 倉庫、材料保管等に関する費用				4 有機溶剤等による疾病			
① 火薬庫など				5 その他の疾病・衛生対策			
② 養生シート(ブルーシート他)				① 分煙対策経費			
③ リン木、ばた角							
10 その他							
① 重機移動用敷き鉄板							
② 鉄筋養生キャップ							
③ 各種治具							
④ 単管・クランプ防護カバー							
⑤ 仮設材運搬費							
⑥ 発電機、分電盤、アース							
⑦ 降雨対策							
⑧ 台風養生							
仮設費				教育訓練費(現場管理費)			
(共通仮設費)				社会保険等			
				当疾病・衛生対策に特化した			
				その他(当該工事に特化した対策)			

※ 元請・専門工事業者の負担区分は契約に基づき明確にすること  
 ※ 現場条件に合わない部分については必ず協議し、変更があれば修正の上、再見積となります。(RN-CP出力後の条件修正は無効です。)